在宅要介護者受入支援事業 〈居宅〉 マニュアル

1 目的

本マニュアルは、在宅の要介護高齢者を介護する家族(介護者)が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院等が必要となった場合、在宅生活の継続が困難な要介護高齢者に対し、介護者による介護ができない間、在宅サービス事業所が要介護高齢者の自宅等に訪問対応を行う場合に、対応可能な訪問看護ステーション・訪問介護事業所と受入調整機関である医療と介護の連携支援センターが業務を運営するための留意点や手順等を定めるものです。

2 事業の流れ

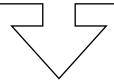
ケアマネジャーまたは高齢者支援センターより医療と介護の連携支援センターに相談 が入る



医療と介護の連携支援センターは、以下のa~eの全てに要件に該当し、本事業の対象であるかを確認。

- a. 概ね65歳以上で、日常的に介護を必要としている要介護高齢者(※1)
- b. 介護者(※2)が新型コロナウイルス感染症に感染している。
- c. 要介護高齢者がPCR検査等を実施した結果、陰性である。または、要介護高齢者がPCR検査等を実施し、結果待ちである。
- d. 在宅または施設で必要な介護サービスの提供を受けることが困難である。(※3)
- e. 新型コロナウイルス感染症に感染した介護者の他に、要介護高齢者の介護を行う 親族等がいない。
- (※1)要介護高齢者は必ずしも要介護認定を受けている必要はありません。
- (※2)介護者とは、家族等で日常的に要介護高齢者の介護を行っている方です。
- (※3)利用している既存の居宅サービス事業所があれば、サービスに入れないか、 ケアマネジャーから必ず確認するように伝えてください。

なお、上記要件に該当しないときでも、要介護高齢者がおかれた状況から、当事業を利用しなければ、要介護高齢者本人の生活を維持することが困難であると、考えられる場合には、市役所の担当者と協議する。

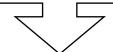


医療と介護の連携支援センターは、高齢者支援センター・ケアマネジャーから対象者に関する以下の確認事項について、ヒアリング行う。

【確認事項】(参考資料 1・在宅要介護者受入確認書 参照)

- 本人の氏名・住所・電話番号・生年月日・性別
- 緊急連絡先(キーパーソン)
- 主治医、服薬状況
- 担当ケアマネ、要介護度、ADL情報(食事、排せつ、着脱、移動)
- 介護者であるコロナ陽性者の状況

等



必要に応じて、医療と介護の連携支援センターは、以下の書類を高齢者支援センター・ケアマネジャーからメールや FAX で送付してもらうよう依頼。

- ①ケアマネサマリー
- ②直近の居宅サービス計画書(第1表~第3表)
- (要支援の方は、介護予防サービス・支援計画表の第1表~第4表)、
- ③最新のお薬手帳の写し



要介護高齢者がPCR検査等の結果待ち等、入院調整が難しい場合、 要介護者受入支援事業の対象者を居宅サービス業務が発生



医療と介護の連携支援センターから訪問看護ステーション・訪問介護事業所(※1)に連絡し、「参考資料1・在宅要介護者受入確認書〈居宅〉」を参考に必要事項(※2)を伝え、対応の可否の確認を行う。

※1 訪問看護ステーション・訪問介護事業所とは、既に本事業を理解し対応可能とあらかじめ回答のあった「参考資料4・関係機関連絡先一覧」に記載のある事業所となります。

※2 必要事項:対象者の氏名・住所、新型コロナウイルスの感染状況、介護度、身体状況(歩行状況など)、ケアマネジャーの事業所・氏名と連絡先 など



対応可能な訪問看護ステーション・訪問介護事業所が決定



医療と介護の連携支援センターから対応可能な訪問看護ステーション・訪問介護事業 所及び居宅介護支援事業所、市役所高齢者福祉課へ「参考資料 1・在宅要介護者受入 確認書〈在宅〉」を FAX 又はメール (PDF) で送付

※ 在宅要介護者受入確認書には利用者の情報が記載してありますので、個人情報の取扱には十分ご注意ください。



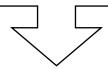
担当のケアマネジャーと対応可能な訪問看護ステーション・訪問介護事業所で、サービスの調整を行う。(必要な場合は医療と介護の連携支援センターも関与する)

※ ケアプランの変更が生じますので、後日でもかまいませんので、各事業所は、契約 の手続き等必要な手続きを行ってください。

なお、担当のケアマネジャーは変更後のケアプランを市へ提出をお願いします。

※ 当事業の訪問看護の提供には主治医の指示書が必要となりますので、担当のケアマネジャーから主治医に事業を説明し、指示書を出してもらえるように、依頼して下さい。

なお、どうしても難しい場合には医療と介護の連携支援センターへご相談ください。



訪問看護ステーション・訪問介護事業所は、サービス提供を行う。

※ 訪問の際には、参考資料3感染防護のガイドラインに従ってください



サービス提供後、訪問看護ステーション・訪問介護事業所は、利用者ごとに最終サービス提供日の翌月10日までに、業務報告書を市に提出する。

また、担当のケアマネジャーはサービス提供期間終了後、その旨を医療と介護の連携支援センターへ連絡する。

3 参考資料

参考資料1:在宅要介護者受入確認書<居宅>

	在宅要	介護者受入確認書<居宅>	> 受付	日:	月	B	N	o.			
	フリガナ	性別	川 生年	∓月日	大正·昭	和	年	月		日	歳
対象高齢者	氏名	男・:	女電話	話番号							
齢者	住所				コロ 感染物		濃厚	接触者・	陰性	生・美	疑い
	介護者につ	いて									
ПП	フリガナ	続柄	=	コロナ発	能症日		4	Ŧ	月		日
ナ 陽	氏名			コロナ陽性判断日		年 月 日					
性				今後の居所		自宅療養·宿泊所·病院					
の介書	住所	□同上		フレジ	<i>1</i> 0171	()
護 者				電話番	号		()		
	保証人(緊急	急連絡先)									
	フリガナ	続柄			□同上						
保証	氏名		1	主所							
証 人							,				
			電影	舌番号			()		
▝	対象者基本	「情報 □ ケアマネサマリーで確認									
主治	医療機関名				主治医 氏名						
医	住所		電話	舌番号			()		
担当ケ	氏名		事第	業所名							
マネジャ	住所		電記	話番号			()		
1											
	要介護度	□ 未申請 □ 申請中 □ 区分変更中 □	事業対象	象者 □	要支援(1.2		要介護(1.2	3.4.	5)
A		見守り・一部介助・全介助									
D L	<i>37.</i> 1.2	見守り・一部介助・全介助									
情 報	1,1,10	見守り・一部介助・全介助									
	移動自立・	見守り・一部介助・全介助									
服	薬状況	·理(本人·家族·訪看·療養·施設) □ 確認(=	壬岠。加士	当中事	• 珥伽 \						
	添付書類	□ ケアマネサマリー □ 居宅サービス計画				力容	□ その)他()
			36(3)	0407		, , ,					
	対応可能な	在宅サービス事業所の確認		サービ	ス利用期間		月	日~		月	日
	問看護ス 事業所名			担当	者						
7	ーション	住所		電話番	号	()			
訪	ᆝᆔᄼᆝᄝᆍᆫ	事業所名		担当者							
	業所	住所		電話番	号	(()			
	送付先	□訪問看護ステーション□訪問介	護事業所		担当ケア	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚゚			支援	センタ	
		□市役所高齢者福祉課									

参考資料2:在宅要介護者受入実績報告書<居宅>

					年 月	日
在宅	要介護	者受力	入実績報	報告書·	<居宅>	>
町田市長	様					
			法人名			
			代表者名			
「在宅要介護者おり報告します		落(居宅)	委託契約」に	係る受入実	績を下記の	のと
		-	記 -			
利	用者氏名					
	用者氏名 		訪	問看護・訪問	介護	
			訪 実績		介護	
	したサービス			文 ●月●日、 ●日、●月	才応日 ●月●日、(
提供	したサービス 項目		実績	◆月●日、 ●日、●月 ●	小応日 ●月●日、(●日、●月●	日、

新型コロナウイルス感染症等に対する感染防護のガイドライン

以下の4点を必ず着用する

- ①不織布マスク
- ②ガウンまたはレインコート (ガウン代用品)
- ③手袋
- ④フェイスシールドまたはゴーグル

なお、以下の2点の場合には、上記に加えて次のものを着用する

①気管挿管・抜管、気道吸引、NPPV装着など エアロゾルの生じる処置	N95マスク
②吐物の処理を伴う恐れがある場合	足力バー

また、訪問時には以下の3点に注意し、業務にあたる。

- ①換気を充分に行う
- ②訪問時間は短時間で行う事を心がける
- ③できる限り利用者にはマスクを着用してもらう

参考資料4:関係機関 一覧

	電話番号	FAX	所在地
◆調整機関			
医療と介護の連携支援センター	042-794-6527	042-791-6627	木曽西 4-12-22
◆訪問看護ステーション			
Calm 訪問看護ステーション	042-851-9281	042-851-9282	図師町 1436-2
(担当:永井)			
訪問看護ステーション 悠々園	042-734-5573	042-737-7113	能ヶ谷 3-2-1
(担当:津田)			リレイス鶴川 501
ティエル訪問看護リハビリステ	042-706-8948		成瀬が丘 3-8-3
ーション町田(担当:岡部)			
訪問看護ステーションまちだ正	042-785-5551		成瀬 8-10-1
吉苑(担当:内山)			
町田市医師会訪問看護ステーシ	042-726-1496		旭町 1-4-5
ョン(担当:平野)			
◆訪問介護ステーション			
コネクトケア町田(担当:柴)	042-860-7997	042-860-7991	森野 1-32-13
			新光森野ビル 2F
			A号室
アイケア町田(担当:瀬沼)	042-739-3839	042-739-3840	旭町 2-12-2
夢ひこうき(担当:小山)	042-866-5614		野津田町 2542 番
			地 13
訪問介護事業所みずき	042-860-7336		本町田 2797
(担当:藤原・安達)			
にじいろプラン 訪問介護	042-723-2313		成瀬8丁目5番5
(担当:野地)			号
有限会社たかばん介護サービス	044-987-0852		三輪町 662
(担当:多田)			
ヘルパーステーション悠々園	042-737-7290		能ヶ谷 4-30-1
(担当:星)			
ホームヘルパーステーションま	042-785-5551		成瀬 8-10-1
ちだ正吉苑(担当:折原			